



令和9(2027)年4月入所 保育施設等の利用申請のご案内

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定こども)・小規模保育事業所等の入所



尼崎市 こども入所支援課

◇申請期間(1次申請)

令和8(2026)年10月26日(月)～11月13日(金)(必着)

上記の期限後、11月16日(月)から令和9(2027)年2月3日(水)までに申請をされた方は2次申請として受け付けます。2次申請は1次申請の方の利用調整後に利用調整をします。詳しくは、裏面の「2次利用調整について」をご覧ください。

なお、利用調整は先着順ではありません。

◇申請書類等の配布について

令和8(2026)年10月1日(木)から尼崎市ホームページに、申請書類等を掲載します。
また、同日より以下の窓口にて申請書類等の配布を開始します。

申請書類等の配布及び利用に関する相談窓口	開庁時間
■ こども入所支援課(市役所北館2階)	■ 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
申請書類等の配布場所	開庁時間
■ 南北保健福祉センター内福祉相談支援課 ■ 開明庁舎・生涯学習プラザ(大庄北・立花南・武庫西・園田東)・アミング潮江プラストいきいき3階の各保健福祉申請受付窓口	■ 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
■ 保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所等	■ 各施設にお問い合わせください。 (土曜日に配布を行っている施設もあります)

◇申請方法

郵送による申請となります。

以下の宛先に簡易書留・特定記録郵便・レターパック等追跡可能な郵便にてご提出ください。
提出書類を郵送する際、クリアファイルに入れる必要はありません。郵送料は申請者負担です。
各配布場所での受け付けは行いません。事故等による郵便の不着や到達に関する問合せには応じられないので、ご自身で追跡記録をご確認ください。

【送付先】 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 こども入所支援課

◇申請から利用までの流れ

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| (1) 利用申請(1次) | 令和8(2026)年10月26日～11月13日 |
| (2) 保育施設等利用調整結果通知登録フォームに登録 | 同上 |
| (3) 利用の可否・面接のお知らせ(1次) | 令和9(2027)年1月末ごろ(※) |
| ※ 令和9(2027)年1月下旬に尼崎市ホームページでお知らせします。 | |
| (4) 各保育施設等での面接 | 令和9(2027)年2月上旬～中旬 |
| (5) 保育の利用開始 | 令和9(2027)年4月1日 |



◇保育施設等利用調整結果通知登録フォーム

利用申請年度ごとに登録が必要です。令和8(2026)年度分の申請を済ませている方も、再度登録をお願いします。



◇対象となる人

令和9(2027)年4月から保育施設等の利用を希望し、子ども・子育て支援新制度における2号認定又は3号認定を受ける人。2号認定又は3号認定を受けるためには「保育の必要性」の事由に該当することが必要です(保育施設・事業利用のしおりの「保育の必要性」の事由参照)。

◇申請にあたっての注意事項

- 令和8(2026)年度分の申請を済ませていて、入所できず待機となっている方も、改めて令和9(2027)年度分の申請が必要です。
- 4月入所(1次申請)については、申請内容の変更を行うことはできません。
- 申請期間終了後にお子さまが産まれた場合は、誕生日以降に申請してください(出生予定での申請はできません)。
- 保育の必要性の事由に応じて、申請書に添付する書類が異なります。提出書類に不備(不足)がある場合は、利用申請を受け付けできないことがあります。提出前に必ずご自身でご確認ください。
- 1次利用調整の公表日は令和9(2027)年1月末ごろ(予定)で、令和9(2027)年1月下旬に尼崎市ホームページでお知らせします。入所できた場合は保育施設等から電話で、入所保留となった場合は市から書面でお知らせします(引き続き2次利用調整・3次利用調整を行います)。いずれの利用調整においても入所保留となった場合は、3月中旬に利用保留通知を発送します。
- 保育料以外に実費がかかる場合がありますので、事前に希望する保育施設等へご確認ください。

◇2次利用調整について

1次利用調整後、内定辞退や退所等により追加で受入れが可能となった保育施設等がある場合は、1次利用調整で入所できなかった方及び2次申請をした方を対象に、2次利用調整を行います。受入れが可能となった保育施設等の情報は、1月末ごろに尼崎市ホームページでお知らせします。1次利用調整の公表日から2月3日(水)までの間、利用申請内容の変更手続フォームを通じて、申請内容の変更が可能です。

2次利用調整の公表日は令和9(2027)年2月末ごろの予定です。



◇3次利用調整について

2次利用調整後、内定辞退や退所等により追加で受入れが可能となった保育施設等がある場合は、2次利用調整で入所できなかった方を対象に3次利用調整を行います。空きが出た場合や、引き続き受入れが可能な保育施設等がある場合は、要件(利用調整指数)の高い方から順に、随時(3月上旬から中旬まで)ご案内の連絡をいたします。

保育施設等の利用に関するご相談は、こども入所支援課へ♪

こども入所支援課では、保育施設等(保育所(園)や認定こども園、小規模保育事業所等)についての情報提供や相談を行っています。保育施設等の申請にあたってのご相談のほか、お子さんの状況や保護者の方の気がかりなことを踏まえた利用相談にも応じています。各保育施設等の紹介ファイル(利用時間や行事等を掲載)も置いており、自由にご覧いただけます。

キッズスペースもあります。

申請期間中は窓口が大変混み合うため、事前のご相談をおすすめします。

オンライン相談も実施しているため、ご活用ください。

★ 開庁時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時から午後5時まで

★ 担当窓口 こども入所支援課(市役所北館2階)

電話：06-6489-6369 FAX：06-6489-6467

